

令和4年11月7日

経済産業省関係団体 御中

経 済 産 業 省
財 務 省
国 税 庁

消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、経済産業行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

そのため、昨年より数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の5点についてご協力賜れば幸いです。

1. 早期登録の依頼

インボイス発行事業者の登録については、令和4年9月末時点では約120万の事業者の方が登録されています。この登録件数については、現在毎月約20万程度が登録されており、そのペースも前月比で+20%になるなど、加速度的に増加しています。こうしたことから、原則的な申請期限である令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加することが予想されます。そのため登録処理に時間をいただくことが予想されますので、現時点で登録を予定されている事業者の方などにおかれましては、できるだけ早期の登録申請をお願いしています。

なお、制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「インボイス発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。

また、一般的なご質問を受け付けるチャットボットやフリーダイヤルも開設しておりますので、ご活用ください。

2. 貴組合の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

ご希望に応じ、貴組合が主催する組合員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を講師として派遣させていただきます。こうした説明会・研修会の開催について積極的にご検討いただけますと幸いです。

なお、これまでに開催実績がある事業者団体も申し込みが可能になっています。詳細は別添1及び2をご覧ください。

3. 貴組合の発行する会報誌や業界紙への寄稿

貴組合が発行する会報誌や業界紙に、インボイス制度の概要や、事業者において必要となる対応等について可能な限り各業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきたいと考えております。

字数や内容についてはご相談いただけますので、寄稿の機会をいただけるかどうかについてご検討いただけますと幸いです。寄稿の機会をいただける場合には、貴組合の任意のタイミングで構いませんので、別添3に必要事項をご記載いただき、ご提出をお願いいたします。

詳細は別添1及び3をご覧ください。

また、国税庁で作成している記事下広告などを令和4年10月中に原則的な申請期限にフォーカスしたものにリニューアルする予定です。こちらについて、完成次第、PDFデータやIllustratorファイルにてご提供させていただく予定ですので、貴組合が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについて、ご検討いただけますと幸いです。

なお、掲載させていただける場合には、貴組合の任意のタイミングで構いませんので、素形材産業室にご連絡をお願いいたします。

4. 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」をとりまとめて公表していますので、概要と併せて送付いたします（別添4～6）。

また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

別紙に記載されている各省庁URLにも掲載しておりますので、会員事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるようあらためて周知をお願いいたします。

5. 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されているURLの周知をお願いいたします。

(以 上)

制度に関する各種ご案内

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 税務相談チャットボット】

https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=sonotapamph_qr

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf